

新旧対照表（令和6年度高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱）

改正後	改正前	備考
<p><b>高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱</b></p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（補助の種類及びその対象者）</p> <p>第3条 補助事業の種類及び当該補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 就職の際に有利となるものであって、かつ、養成機関において<u>6月以上</u>のカリキュラムの修業が予定されており、対象資格の取得が見込まれるもの。ただし、原則として通学制若しくはオンライン学習（インターネット環境を利用する修業形態で、同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、自宅を含む、講座を行う教室等以外の場所において履修させるもの。）によるもの又はこれらの組み合わせによることとする。また、インターネット環境を利用した修業形態の中でも e-ラーニング等の、講座を録画した映像等を利用した学習方法を含む通信制の講座の取扱いについては、修学する機会の確保に当たって特にやむを得ない場合に認めるものとする。</p> <p>ウ（略）</p> <p>第4条（略）</p>	<p><b>高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金交付要綱</b></p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（補助の種類及びその対象者）</p> <p>第3条 補助事業の種類及び当該補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 就職の際に有利となるものであって、かつ、養成機関において<u>1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）</u>のカリキュラムの修業が予定されており、対象資格の取得が見込まれるもの。ただし、原則として通学制若しくはオンライン学習（インターネット環境を利用する修業形態で、同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、自宅を含む、講座を行う教室等以外の場所において履修させるもの。）によるもの又はこれらの組み合わせによることとする。また、インターネット環境を利用した修業形態の中でも e-ラーニング等の、講座を録画した映像等を利用した学習方法を含む通信制の講座の取扱いについては、修学する機会の確保に当たって特にやむを得ない場合に認めるものとする。</p> <p>ウ （略）</p> <p>第4条 （略）</p>	

改正後	改正前	備考
<p>(補助額等)</p> <p>第5条 補助額等は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>ア 訓練促進給付金</p> <p>補助額は、補助対象者及び当該補助対象者と同一の世帯に属する者（当該補助対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、当該補助対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）については月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額141,000円）、これ以外の者については月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額110,500円）とし、補助期間は、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。</p>	<p>(補助額等)</p> <p>第5条 補助額等は、次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>ア 訓練促進給付金</p> <p>補助額は、補助対象者及び当該補助対象者と同一の世帯に属する者（当該補助対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、当該補助対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）については月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（<u>令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、</u>その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額141,000円）、これ以外の者については月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（<u>令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、</u>その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額110,500円）とし、補助期間は、修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。<u>ただし、平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し（平成21年</u></p>	

改正後	改正前	備考
<p>イ (略)</p> <p>第6条～第14条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成27年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第2項の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成28年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成29年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p>	<p><u>6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、補助期間を修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。</u>なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>第6条～第14条 (略) (申請等の経由)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成27年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第2項の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成28年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>この要綱は、平成29年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p>	

改正後	改正前	備考
<p>(施行期日) この要綱は、平成 30 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同年 8 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和元年 6 月 13 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和 2 年 5 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和 3 年 7 月 26 日から施行する。</p>	<p>(施行期日) この要綱は、平成 30 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同年 8 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和元年 6 月 13 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和 2 年 5 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和 3 年 7 月 26 日から施行する。</p>	

改正後	改正前	備考
<p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和4年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和5年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、令和6年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>別記第1号～第11号様式 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和4年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和5年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記第1号～第11号様式 (略)</p>	